

救護施設管理規程を廃止する規則をここに公布する。

平成 21 年 2 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 3 号

救護施設管理規程を廃止する規則

救護施設管理規程（昭和 37 年岩手県規則第 36 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。